

第2回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第 2 回大野郡 5 町 2 村合併協議会会議録

開催日時	平成15年3月26日(水) 午後2時00分～午後5時00分
開催場所	大原総合体育館 2階 研修室
出席者	別紙名簿
経過報告	(経過報告)
議 事	<p>報告</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第10号 合併重点支援地域指定に係る要望事業(国・県事業)について</p> <p>議案</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第5号 大野郡5町2村合併協議会における協議項目協議フローについて</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第6号 平成15年度事業計画について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第7号 平成15年度歳入歳出予算について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第8号 大野郡5町2村合併協議会小委員会規程について</p> <p>協議</p> <p style="padding-left: 20px;">協議第1号 協定項目に係る協議方針について</p> <p style="padding-left: 20px;">協議第2号 新市まちづくり計画の策定方針について</p> <p style="padding-left: 20px;">協議第3号 合併の方式について 「協定項目第1号」</p> <p style="padding-left: 20px;">協議第4号 合併の期日について 「協定項目第2号」</p> <p style="padding-left: 20px;">協議第5号 新市の名称について 「協定項目第3号」</p> <p style="padding-left: 20px;">協議第6号 新市の事務所の位置について 「協定項目第4号」</p> <p>その他</p> <p style="padding-left: 20px;">第3回大野郡5町2村合併協議会の日程について</p>
そ の 他	
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦刈 幸雄

会 議 次 第

委嘱状交付

1．開会あいさつ

2．会長あいさつ

3．経過の報告

4．議事録署名人の指名について

() ()

5．議事

報 告

報告第10号 合併重点支援地域指定に係る要望事業（国・県事業）について

議 案

議案第5号 大野郡5町2村合併協議会における協議項目協議フローについて

議案第6号 平成15年度事業計画について

議案第7号 平成15年度歳入歳出予算について

議案第8号 大野郡5町2村合併協議会小委員会規程について

協 議

協議第1号 協定項目に係る協議方針について

協議第2号 新市まちづくり計画の策定方針について

協議第3号 合併の方式について 「協定項目第1号」

協議第4号 合併の期日について 「協定項目第2号」

協議第5号 新市の名称について 「協定項目第3号」

協議第6号 新市の事務所の位置について 「協定項目第4号」

その他

第3回大野郡5町2村合併協議会の日程について

6．その他

7．閉会あいさつ

第 2 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	
	清川村議会議長	佐 藤 文 則	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	毛 利 國 彦	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	
	大野町新市まちづくり委員会委員長	玉 井 邦 夫	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	野 仲 松 一	
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	藤 田 朝 生	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	副会長
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	渋 谷 誠 治	
大分県	大野地方振興局長	相 田 健 男	
事務局	局 長	菅 原 正 美	
	次 長	倉 原 浩 志	
		和 田 裕 之	
	局 員	江 藤 喜 啓	企画部会
		佐 保 正 幸	総務部会
		衛 藤 成 史	文教部会
		戸 上 守	民生部会
	隈田原 勇 次	建設部会	

協議会長	報道関係者の方が入りますが、許可をしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいいたします。
事務局長	<p>定刻でございます。始めさせていただきます。</p> <p>本日、先般第1回の協議会でまだ決まっておられなかった千歳村の新市まちづくり委員の人選が決定したようであります。宮成三生さんでございます。委嘱状の交付をさせていただきますので、前の方によろしくお願いい申し上げます。</p>
協議会長	<p>それでは私の方から委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>委嘱状 千歳村新市まちづくり委員長 宮成三生 様 あなたを大野郡5町2村合併協議会委員に委嘱します 平成15年3月1日 大野郡5町2村合併協議会会長 芦刈幸雄 どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局長	ありがとうございます。ここで宮成三生さんから自己紹介を兼ねて一言お願いい申し上げます。
千歳村新市 まちづくり委員	このたび千歳から委員ということで参りました宮成です。どうかよろしくお願いい申し上げます。
事務局長	<p>ありがとうございます。</p> <p>会議次第に基づきまして、開会の挨拶を若松副会長にお願いい申し上げます。</p>
副会長（若松）	<p>それでは皆さんこんにちは。春爛漫でございますけれども、本日は皆様方におかれましては、年度末を控え何かと公私ともにお忙しい中を、第2回大野郡5町2村合併協議会会議にご出席、ご参加を賜りまして誠にありがとうございます。心から感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>それでは定刻になっておりますので、早速でございますけれども、ただいまから会議を始めさせていただきます。最後まで絶大なるご協力を心からお願いい申し上げます。ありがとうございます。</p>
事務局長	ありがとうございます。続きまして会長のあいさつです。
協議会長	皆さんこんにちは。本日は、第2回の大野郡5町2村合併協議会を開

催いたしましたところ、委員の皆様方には年度末を控えまして、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

さて、去る3月8日の第1回の会議の中で決定いただきました合併重点支援地域の指定の要望につきましては、3月14日に知事の方に要望いたしましたして、早速3月17日に指定をいただいたところでございます。要望に同席をいたしました相田地方振興局長、若松犬飼町議会議長、関係町村長の皆様方に心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日の第2回の協議会では、平成15年度の事業計画、事業予算等の議案、そして協議事項等につきましてご提案を申し上げますので、どうか慎重審議をいただきまして、ご決定を賜りますよう心からお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。続きまして経過の報告でございます。私の方から資料に基づいてご説明を申し上げます。

会議次第の隣のページでございますけれども、3月8日に第1回協議会が開催をされました。確認事項、議案等ということでございます。

それから13日に、総務部会の作業部会。3月14日に、先程会長からもありましたように、重点支援地域の要望書を県知事に提出をいたしております。同日、企画部会、建設部会等が開催されているところであります。それから17日でございます。要望書の提出を受けて指定書の交付が振興局で行われました。その時、併せて総務部会の作業部会等も開催されております。

それから3月19日に法定協議会第1回の幹事会ということで、委嘱状の交付並びに協定項目の調整を行ったところであります。

以上、簡単でございますけれども、本日までの経過の報告とさせていただきます。引き続き4でございますけれども、規約第10条によりまして会長が議長を務めると定められております。議長をお願いを申し上げます。

協議会長

最初に議事録署名人の指名についてでございますが、私の方に案がございまして、よろしゅうございましてか。

異議なし

協議会長

清川村長さんと大野町の新市まちづくり委員のお二方をお願いをしたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

続きまして5番目の議事でございますが、報告といたしまして、報告第10号「合併重点支援地域指定に係る要望事業(国・県事業)」でございます。このことについて報告させていただきます。事務局お願いします。

事務局長

この重点支援地域とは、国・県事業と町村事業というふうに分かれてございます。その中で国・県事業について要望するものでございまして、詳細については建設部会の方で調整をいたしておりますので報告をさせていただきます。

事務局(建設部会)

建設専門部会を担当しております隈田原です。座って説明をさせていただきます。資料につきましては3ページ、それと4ページのA3の表を開いていただいた図面、この2枚でご説明を申し上げたいと思います。ご説明に入ります前に若干、今までの経過報告、重点支援地域指定に伴う国県道の選定の経過報告をしたいと思います。

まず、今年の1月21日に大野郡の六町二村任意合併協議会で、法定協議会に移行と同時に指定を受けたらどうかということと、路線については建設専門部会、建設専門部会というのは各町村の建設課長さんで作っております専門部会ではありますが、ここで路線の選定を行うという形で指示を受けました。それに基づきまして、私の方で調査を依頼し、その後、県振興局、三重土木事務所、大野土地改良事務所等と合同の打ち合わせ会議等を経まして、今年の2月26日に建設専門部会で1回目の会議を行いました。その中で1つの方向性という形で六町二村任意合併協議会の時に建設専門部会の中に各町村の若手職員で構成します「まちづくり分科会」というのを作りました。

この中で作成しました道路計画というのがございます。それを基本的に素案としようということと、それと清掃センターに隣接する県道については、これは広域的な利用の観点から追加が必要であろうということでありました。一部県との協議の必要な路線は県と協議することとし、一度各町村に返しまして、再度建設部会で検討という形で2月26日の会議は終了しております。

その後3月14日に、また建設専門部会で集まりまして、第2回目がありますが、この中で路線の選定の決定という形で至っております。

3月19日の幹事会で既に報告をし、今日の協議会の方に報告という経過であります。

それでは早速路線の説明に入りたいと思います。概略で説明させていただきますけれども、番から番、この路線については、先程言いましたように「まちづくり分科会」というグループの中で、大野郡の一体

性を図るための道路計画はどういうものが必要であろうという形で選んだものであります。番までがその時の図面であります。ただし、番につきましては、清掃センターの隣接道路、進入道路等でありますので、これについては後ほど建設専門部会の方で付け加えたという経緯がございます。

番から 番につきましては、第2回の時に追加という形で出てきたものでございます。これは各町村の建設課長さんで構成されております建設専門部会の中で、追加はこれがいいだろうという形でございました。その他に県事業としまして、河川事業も入れた方がいいのではないかとということで、土木事務所との打ち合わせの中で3つの河川(大野川、三重川、平井川)につきまして追加で入れております。

簡単ではございますが、国県事業の要望路線、河川等について説明を終わらせていただきます。

協議会長

ただいま報告といたしまして、国・県事業についての道路、それから河川についての説明がございましたが、このことについて何かご意見等ございましたら、お受けをいたしたいと思います。

朝地町長

この一覧表には、路線が全部で15あるわけです。それで河川が3つあるのですが、これは要望ですからこれでいいわけですが、例えば今後の実施等についてはこれからの課題ということにもなってくるのかね。その辺りを少し確認しておきたいと思います。

事務局長

はい。そのようになると思います。

協議会長

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

ありません。

協議会長

ありがとうございました。それでは続きまして議案に移りたいと思います。議案第5号「大野郡5町2村合併協議会における協議項目協議フローについて」、事務局の方から説明をいたします。

事務局長

お手元の資料5ページからでございます。議案第5号、大野郡5町2村合併協議会における協議項目協議フローについて、ということで、大野郡5町2村合併協議会における協議項目協議フローを別紙のように改めるとということで、次のページをお願い申し上げます。

6ページ、A3の用紙でございますが、これについては先般、第1回

の協議会で既に確認をいただいているものでございます。それを今日また改正ということで提案をさせていただいているわけでありまして。3月19日に第1回の幹事会を開催させていただきました。その中で今後、協定項目を調整していく中で、幹事の皆さんがまちづくり委員等の委員会の対応の中で、2,000項目にあがるものをすべてまちづくり委員会にかける必要はないのではないか。例えば条例とか、電算システムとか、そういう事務の流れのものについては、まちづくりにいかなくて、協議会でそのままいけばいいんじゃないかと。住民に密接に関連する、手数料とか国民健康保険とか、補助金とか、それらについてまちづくり委員会で協議をしていただければいいのではないかと。当初3月8日の私たちの提案としては、全てまちづくりにいくようになっていたのですけれども、そうすると事務の量も多くなるし、スピードを上げるためにも、ある程度絞り込んでやった方がいいのではないかとという提案でございます。

それともう1点、この当初の案に入れていたのでございますけれども、協議会上がって、それからまちづくり委員会にいき、もう一度協議会に戻ってくるので、協議会の中で諸々すべてを調整しなければならないではないか。それも幹事会でやろうという案でございます。それで、幹事会の中で出ましたことは、下の段の幹事会で、となっている、のところで、協議会にそのままいくものと、まちづくり委員会にかけて協議をいただいた方がいいものを幹事会で分けようではないかという案でございます。

それからかけないものについては、そのまま町村長連絡会が必要なものについては連絡会を開きましょう、そのまま協議会に行くものは協議会に行きましょうということで入っていきます。ここでできるだけ早く決めていただくこうじゃないか、スピードを上げようじゃないかという案でございます。については、幹事会の後、各町村のまちづくり委員会に持って帰って、まちづくり委員会の中で協議をしていただく。各町村の意見を集約して、次回、第3月(つき)の幹事会でまた協議をしようじゃないかということで、幹事会でできるだけ協議をした上で協議会に上げていこうじゃないかという案でございます。

幹事の皆さんにおかれては、幹事会の中で協議をした方がやりやすいじゃないかなということで、あえて今日は協議会の方に提案しようという趣旨でございます。一度協議会にご報告したものを、またこういう形で改めて提案させていただくというのは大変恐縮いたしますけれども、協議がスムーズにいくがための案でございます。是非ご協議を賜りますようお願いを申し上げます。

協議会長

ただいま事務局の方から説明を申し上げたとおりでございまして、最初、先般の第1回の協議会の中でこのことを協議申し上げたところでございますが、幹事会の中でそのことを別に協議をしたということではなくて、協議会結果報告の中でこのフローの関係が議題として浮上しまして、今申し上げたとおりの説明でございますが、なにか質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思っております。

大野町長

大野町ですが、前回確認した事項は、確認事項・協議と第2回の協議の間に次回の提案をするということであったかと思うのですが、それで私がこの前、この回の提案をされておらず、次回の議題は何かということを質問いたしましたところ、今日の会議では提案をするということで決定をいただいていると思っております。それで協議をするのは結構ですが、決定は前回の提案のみでという決定がございますので、決定はできないのではないかと思います。協議することにつきましては結構だというふうに思います。

それで、まちづくり委員会にかけるかかけないかということは、それぞれの町村の行き方ですね、せっかく作っているので1カ月前に提案をされれば、当然まちづくり委員会にこういう協議がありますよということ提案して、その中で今どういう協議が行われているんだということをつかんだ上で、また協議をいただいた中で、次回の協議会で決定するという方式を、まあ1カ月の間ではありますが、この原則はいいのではないかと考えております。そこであえてまちづくり委員会にかけないものは決定していこうということ。もちろん実務的に小さな問題というものはあろうかと思っておりますけど。ただ、項目につきましては、一応事前提案の原則ということで、前回決定がされておまして、この方式がいいなということで、私どもも持ち帰って、既にそのような方式でいくんだということ住民の皆さんにも説明したところでございますので、前回の形でいって良いのではなかろうかと思っております。

協議会長

今の町長さんのご意見は、要するにまちづくり委員会の中で協議をすべきものは、町村の判断でということと理解していいですね。協議にかける部分については、全部各町村の新市まちづくり委員会に持ち帰るということです。

大野町長

だからこのまちづくり委員会を通さなくてもいいものは協議会ですばり決定していこうということなんですか。それがね、せっかくこの前、事前提案ということで1カ月前に、項目を提案し、そして翌月の協議会で皆さんで決定しましょうと、その間に各町村でその問題をまち

づくり委員会にかけるかどうかというのは、それは各町村の自主性でよろしいんじゃないかと思いますが。だからこの時点で原則というものを壊したら、住民は、今何をしているのか、わからないままに決定をされていくということになりますので、この点は守るべきだと思いますが。

清川村長

清川村です。意見なのですが、確認を含めてなのですが、第1回の時に今、大野町長さんが言われたようなことが言われたのですよね。そこで私はですね、その時にちょっと後で言ったと思うのですが、本会議が最終の議決機関ですよね。この会上がったものが、全てまた今度持ち帰ってまちづくりにかけていろいろ意見が出た場合に、またここに上がってくるということはいかがなものかという気がするのですね。ですから、幹事会の段階でまちづくり委員会にもう1回検討してくれということは私はいいと思いますが、ここに上がったものをさらにまちづくりにまた返すということはどうか。ここで上がったものは幹事会に返すというのなら話は分かると思いますね、幹事会でまた協議をして下さいと。

今日この会の中にまちづくり委員長さんもお見えですから、まちづくり委員会の意見は、それまでにやはり各町村の中で決めた方がいいんじゃないか。そうしないとなかなか前へ進まないんじゃないか。ここに上がったものは1回また持ち帰って、そして次回にまたここに出てくるということになれば、またスピードも遅くなりますし、できるならば私の意見としては、幹事会までにまちづくり委員会にはひとつかけた方がいいのではないかなとこういう気がしております。前回ちょっと私もそういうふうに最後の時に言ったような気がしているのですが、これは意見です。

事務局長

当初3月8日に提案させていただいた原案は、幹事会を経て協議会に行く。最初の時には、これまで幹事会でこういう調整を行ってきましてという報告と提案だけになると思うのです。それで、例えば、後から協議をしていただくものを、従来の原案のやり方であれば、幹事会ではこういう調整をしました、そしてこれについてはこういう趣旨でと説明等して、そして一度持って帰って次回までに各町村のまちづくり委員会等にかけて次回に結論出しましょうという原案なのです。だから今日すべて結論を出すというものじゃなかったわけです。

ただし、皆さんの総意で軽微なものについて結論が出るものは今日決めてもいいですというただし書きも当然にございます。ただ、その原案でやりますと、まちづくり委員会で議論されたものが、次回この協議会のこの場の中で、大野町はどうだろう、清川はどうだろうかということ

で、議論がなかなかまとまりにくいんじゃないかということが、幹事会は心配だと思うのですよね。それで幹事会については人員も少ないですし、先般の幹事会も夜10時までかかりました。そういうことで議論を幹事会の方でまちづくり委員会の意見を受けて詰めていったらということで、幹事会にこういうものが出てきたのだろうと考えております。

ただ、今、大野町長さんが言われたとおり、前提案ということで1か月の委員さんの考える時間等を考慮すれば、前提案が本来は期間的にいいのかなと思うのですけれども、それについては、資料ができ次第、前もって委員さんにお配りさせていただくということでご理解をいただければと思います。

大野町長

私はすべて協議会で出たものを、もう一回持ち帰ってまちづくりにかけなさいとこういうことじゃないんです。前提案ですね、項目について、来月、翌月は何と何の項目についてやるんだということは示してね、そうしないといけないんじゃないかということなんです。それでその点だけは守らないと、いきなり来て、「はい」ということで、この協議会ではじめて見て可決するというようなことではいけないんじゃないかなと、こういうことを言っているのです。

協議会長

今日の資料につきましても事務局に事前に配布することができなかったのかということも申し上げたのですが、時間的な余裕がなかった。次回からはそういうふうに、事前に資料配布をしてきちんとした形でいきますということでございますので、そのことについてはご理解をいただきたいと思っております。

大野町長さんの申し上げたのは、上の原案のことで、今、清川村長さんから出されたのが、下の幹事会の提案のフローでございますが、そのことについて、ちょっと休憩をこれからさせていただきます。

- 休 憩 -
- 再 開 -

協議会長

それでは会議を再開いたします。協議フローの関係につきまして、局長の方からまた新たに説明をいたします。

事務局長

幹事会の意見を受けまして、今日議案として提案をさせていただきました。しかしながら、やはり前提案をまちづくり委員会の方には一応皆持って帰っていただいて、あとは町村の方でかけるもの、かけないものを判断していく、それについては各町村の判断に任せるということで、

3月8日に提案させていただいた原案どおりということにさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

協議会長

よろしゅうございますでしょうか。

異議なし

協議会長

それでは決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして議案第6号、第7号の平成15年度の事業計画、それから歳入歳出予算につきましては関連がございますので、第6号と第7号一括して提案説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

事務局長

お手元の方、次第8ページでございます。議案第6号平成15年度大野郡5町2村合併協議会事業計画についてということで、15年度の事業計画をここに定める。先進地等の資料、情報の収集及び調査研究。2番に、広報誌等の発行による情報の提供ということで、広報誌を毎月1回発行する予定です。これについては毎月開催されます協議会における決定事項等を各戸に配布をしていきたいと考えております。

それから住民啓発も含めてシンポジウムを開催していきたい。これについては、詳細は今後協議会等にお諮りしながら、計画をしていきたいと思っております。それからホームページについては、早々に開設をさせていただきたいと思っております。

3番に、新市建設計画を策定する。合併協定項目の協議。それから協議会、幹事会、専門部会は毎月1回原則として開催する。なお、必要に応じて小委員会等も開催していくということです。

それから次のページをお願いいたします。これが今から合併までのスケジュールということで出させていただきました。一番上段に、15年、16年と17年の3月までが出ております。

新市建設計画及び財政計画ということで、本年の9月までに新市建設計画の素案を作りたいと考えております。これについては当然に幹事会、協議会を踏まえた上と考えてございますので、8月、9月には幹事会、協議会に素案を提案させていただいて、それを受けて10月～12月に素案の調整、それから下の方に住民説明会というのを入れてございます。この住民説明会を受けた中で調整をしていき、年明けの1月から3月にかけて修正をしながら県との協議を進めていきたいということで、ほぼ1年でなんとか作り上げていきたいと考えております。

それからその下でございますが、合併協定項目については、1年間で

一応提案、協議まではしていきたい。その中でどうしても延びてくるものもあるだろうと想定します。それで来年度の4月～6月の3カ月間で最終の調整をやらせていただきたいと考えてございます。

それから情報システム、条例・例規については、合併後すぐ稼働しなければならない状態でございます。当然17年の3月に合併ということになれば、その時点で動けるような体制を作るべき必要があろうと思います。

それから先進地視察については、今年度1回、視察を行いたいと考えてございます。場所等については、今後詰めさせていただきます。

シンポジウム、これについても時期等も含めて今後協議をさせていただきます。住民説明会は今年の10月から12月にかけて、新市建設計画の素案をもって各町村にお願いをしたいと考えているところであります。

広報誌、ホームページについては先程述べたとおりでございます。

それからですね、合併準備室等については16年度に開いていこうと思うのですが、新しい市の行政組織を進めていく上には、どうしても合併準備室等の準備をしていかなきゃならないということで、16年度については新市の体制づくりに向けた協議、それから議決事項、合併協定書の調印、市政施行の議決等をしていく中で、今のところ17年の3月を目指したいと考えておるところであります。

以上で事業計画の提案を終わります。

議案第7号、2ページをお願い申し上げます。平成15年度大野郡5町2村合併協議会歳入歳出予算書についてということで、11ページの方に一応案を作成してございます。和田の方からご説明を申し上げます。

事務局次長和田

次長の和田です。11ページをご覧ください。平成15年度大野郡5町2村合併協議会予算書(案)ということで、まず歳入の方から説明させていただきます。1、県交付金500万、合併協議会交付金。2、町村負担金ということで負担金割合が均等割、これは300万円ずつ、均等割が35%、人口割が65%ということで、負担金割合は、県の交付金500万円に対するものでございます。繰越金が1,000円ということで頭出しです。

その他収入、1,000円、預金利息等です。合計が3,100万5,000円ということになっております。

歳出についてですが、報酬77万3,000円、委員報酬でございます。

職員手当1,000円、県派遣職員時間外手当分ということで、これ

は年度末に調整いたしますので頭出しでございます。

報償費50万、講師謝礼等です。旅費320万1,000円。普通旅費、職員研修旅費、委員研修旅費合わせて274万円、議長費用弁償、委員費用弁償、講師等の費用弁償、合わせて46万320円。合計で320万320円ということです。

需用費634万4,000円、消耗品、印刷製本、広報誌印刷代、合計で322万4,000円、食糧費(お茶代と会議の弁当代)で80万円、燃料費12万円、修繕費20万円ということで、合計が634万4,000円。

役務費61万2,000円。電話料2回線分で36万円、郵便料10万円、振込手数料1万円、協議会委員損害保険料8万1,060円、車検手数料が2台分で3万円、自動車保険料が3万円です。合計で61万2,000円となります。

12ページご覧ください。委託料1,166万6,000円。電算システム統合調査委託料650万円、条例統合委託料が21万円、ホームページ作成委託料31万5,000円、ホームページ保守委託料が21万円、議事録作成委託料126万円、建設計画素案作成委託料が315万円、プリンター保守点検料が2万160円、合計で1,166万6,000円となっております。

使用料及び賃借料、事務室使用料が120万円、会議室使用料が24万円、パソコン賃借料が94万円と109万2,000円、プリンター賃借料が20万4,000円、デジタル印刷機賃借料が30万円、コピー機賃借料が36万、会場使用料30万、合計で463万6,000円となっております。

備品購入費89万7,000円。事務机7台分29万4,000円、椅子が36万150円、カセットデッキ一式が24万2,340円、合計で89万7,000円です。

負担金及び交付金、健康保険料が19万7,100円、臨時職員の雇用保険料が2万8,229円、臨時職員分の157万8,900円、労働保険料が9,720円、合計で181万3,949円です。公課費1万8,000円、自動車重量税2台分です。予備費として54万3,000円。

歳出合計が3,100万5,000円です。

なお、町村負担金については、前期後期2分の1ずつ納入すること、第1回の幹事会で承認をいただいておりますのでご協力をお願いしたいと思います。その下に町村負担金の計算書を載せております。これは県交付金の500万円に対する町村負担金ということで計算をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。なお、人口割に

については予算書上、端数切上げ処理をしていますので、これについても協力をお願いします。以上です。

協議会長

ありがとうございました。ただいま議案第6号、平成15年度の事業計画につきましては、計画とそれから合併までのスケジュールについてご説明を申し上げました。議案第7号 平成15年度の歳入歳出予算につきましてもご説明を申し上げましたが、まず最初に議案第6号、事業計画につきまして質問、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

ありません。

協議会長

それでは決定をさせていただきます。ありがとうございました。
続きまして、第7号議案、平成15年度歳入歳出予算につきましてご意見、質問等がございましたらお受けをしたいと思えます。何かございませんでしょうか。よろしいですか。

ありません。

協議会長

決定をさせていただきます。ありがとうございました。
それでは続きまして、議案第8号「大野郡5町2村合併協議会小委員会規程」につきまして、事務局の方からご説明を申し上げます。

事務局長

お手元の資料13ページでございます。議案第8号、大野郡5町2村合併協議会小委員会規程についてということで、提案を申し上げさせていただきます。15ページをお願い申し上げます。

小委員会の規程ということで提案をさせていただいておりますが、規約の中で小委員会を設けることができると定められておりますし、今後予想される小委員会というものがございます。本日提案をさせていただきますが、新市の名称に係る小委員会とか、議員の皆さんの定数とかの取り扱いについては小委員会で協議をされていることが多いようでございます。それらの小委員会を設置する中で、全体としてこの規程でいきたいと思います。

第2条の所掌事項の中で、「小委員会では協議会から付託された事項について調査及び調整を行うものとする。」ということで、協議会に案として上がったものを、それじゃこれとこれについては小委員会で一度協議しようということになると思います。新市の名称というのもそうですけれども、それじゃ小委員会でどういうことをやらせるのかという

のが、経過の中でまた付託事項ということでご決定をいただくことになろうと思います。

それから第3条でございますが、「小委員会の委員は必要に応じて協議会の会長が委員のうちから指名をする。」ということで、小人数の方が協議がスムーズというケースも考えられるという考えでございます。

あとについては、第4条は「小委員会の委員長及び副委員長を各1名置く。委員長及び副委員長は委員の互選により定める」と。

第5条が会議であります。「小委員会の会議は委員長が招集する」と。この規程については、今後、小委員会を設置した場合の全てにあてはまる決めごとというふうに判断をいただければと思います。

以上で簡単でございますが、提案とさせていただきます。

協議会長

ただいま議案第8号として、5町2村の小委員会の規程につきまして、14ページでございますが、説明提案をさせていただきましたが、質問等ございましたらお受けしたいと思います。

清川村新市
まちづくり委員

清川村の衛藤であります。第3条の2項に、「協議会の協議により定めたものを委員として加えることができる。」とこう書いてありますが、なぜ私はこのことをお聞きするかということではありますが、最近、何でもシンクタンクというものがあまして、小泉さんですと地方制度調査会首相の諮問機関とか、そういうものがあって、政策に非常に大きな影響があるわけですが、ここでどういうことを考えてこの項目を書いているのか、ちょっとお聞きしたい。

協議会長

第3条の2項のところですか。事務局の方から説明します。

事務局長

ご説明申し上げます。ほかのところと言いますか、新市の名称を決める場合とか、やはり歴史的な面を考慮する必要があるとか、文化に詳しい、歴史に詳しいとか、そういう学識経験者を入れる中で協議しているところもあるわけなのです。そういうことも踏まえて、もし協議会の中で必要があればそういう経験者を入れるということも可能になるようにということで、この条項を加えさせていただいております。これは最後には協議会の中で、入れる、入れないの判断になると思います。

協議会長

ただいまのような説明でございますが。

清川村新市
まちづくり委員

皆さん優秀な方ばかりがお集まりだと思し、それから幹事会も相当研究をされた上で計画とかいろいろなことをやられたと思いますし、県

の指導も適切な指導があろうと思いますが、できるだけ、私は新しくできる自治体がどういう自治体になって住民の負託に応え得るかということ、全く漏れのない事業ができるような自治体というものをつくらなければいけないというふうに、まあこれは皆さんも同じだと思いますけれども、やはりこの外部の識者の意見を聞くというようなことは、時によっては必要ではないかと思うんです。

私は農業をしておりますが、やはり新しい自治体の行方というのは、農林業をどのように、21世紀の新しい農業をどのようにこの膨大な土地を持つ地域で構築するかということが絶対の使命だと思っています。そうなりますと、私は従来の農業者感覚では21世紀に期待される新しい農業はできないと思います。極めてこの新しい感覚で取り組まなければならない。先進的な人はもうやっている人もおりますが、全体的には大野郡農業のレベルというのは高くない。自分が農業者でありながらそう思っている。そこでそういうことも含めて、できれば協議会の協議というところがありますので、そこをひとつ利用させていただいて、できれば管内じゃなくても、識者の意見を取り入れるということをここで希望しておきたいと思います。

協議会長

今のご意見につきましては、要望ということでよろしゅうございますか。

清川村新市
まちづくり委員

そうです。

協議会長

ありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。よろございますか。

ありません。

協議会長

それでは議案第8号「大野郡5町2村合併協議会小委員会規程」につきましては、決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、協議に入りたいと思います。協議につきましては、第1号「協定項目に係る協議方針について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局長

先程までは議案でありました。ここから協議ということで分けさせていただきます。

この協議は、協定項目を整理する都合上、議案と分けさせていただきます。

たということで、協定項目については協議という形で今後、協議第1号、第2号と上げさせていただきたいと思います。

それから、本日は先程もご承認いただきました前提案ということでございます。幹事会の調整案をご提案申し上げて、それに至った説明をさせていただきます。それを受けて各町村にお持ち帰りをいただいて、4月の協議会までに各町村の考え等をまとめて持って来ていただいて、4月にこれについては決定、承認をいただくという流れになっていくだろうと思います。

協議第1号から第6号まで、企画部会の方で調整をいたしております。3月14日企画部会、3月19日の幹事会を経た上での提案でございます。企画部会の江藤の方から提案説明を申し上げます。

それから大変申し遅れましたが、議事録を作成するようになってございます。もしご意見を述べられる時は、町村名とお名前を言っていただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局（企画部会）

企画専門部会担当の江藤であります。それでは私の方から協議事項第1号から第6号まで一括してご説明申し上げたいと思います。

本日私が説明に使います資料としましては、A4の協議事項という資料と、A3の協定項目に係る協議事項調整内容というこの2つの小冊子を使いまして、1号ずつ説明させていただきます。まず第1号からでございます。

A4の1ページをお開きいただきたいと思います。座らせて説明させていただきます。

協議第1号でございます。協定項目に係る協議方針についてということで、協定項目に係る協議方針について、次のとおり提出するというところでございまして、下の方に枠を囲んでおりますが、合併協定項目の協議に際しては、大野郡5町2村の地域特性やこれまでの歴史、文化を相互に尊重し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めることを基本とし、次の6点に留意の上、協議・調整を行うということでございます。これからいよいよ調整に入ってまいりますけれども、やはり調整をする場合には、そうした原則にのっとりながらやるということで、6点ほどこの原則を上げさせていただいておるところであります。

まず1点目が「一体性の確保の原則」であります。2点目が「住民福祉向上の原則」であります。3点目が「負担公平の原則」であります。4点目が「健全な財政運営の原則」であります。5点目が「行政改革推進の原則」であります。6点目が「適正規模準拠の原則」ということで、こういう6点の原則の中で今後、協定項目に係りまして協議をやっていこうということで、協議方針の提案ということでございます。

是非協議会でご議論、ご承認いただきたいと思います。以上、第1号を提案いたします。

協議会長

協議第1号ということで、「協定項目に係る協議方針について」を説明をさせていただきましたが、質問等がございましたら、お受けをしたいと思います。今の内容について。

事務局（企画部会）

大変すいません、補足と言いますか、こちらのA3の1ページをお開きいただきたいと思います。そしてこの1ページは、協定項目一覧表をすべて事務局の方で絞り込みましたものを52項目ほど列挙しています。当初任協の時は56項目と、幹事会等で申し上げましたけれども、最終調整で52項目ということで、まず基本的な調整項目、合併の方式から財産の取り扱いでございます。特例法による調整項目というのが、議員の定数、任期の取り扱いの部分から11番、いわゆる新市建設計画の策定まででございます。そしてその他の必要な調整項目としまして、12項の特別職の身分取り扱いから23項の電算システムの取り扱いということで、24項目、右の方からは各種事業の調整項目ということで、こういう分野52項目にわたりまして、我々の方で提案をいたしますということでございまして、この協議方針の中でこの6項目を原則に調整を行うのが52項目ということも併せてご説明申し上げたいと思います。

以上であります。

協議会長

協議第1号につきまして、質問がございましたらお受けをしたいと思います。また、この内容につきましては今、調整項目の内容につきましても説明がございましたが、52項目というこのような内容でございますが、もしお持ち帰りになりまして、この資料を見る段階で質問等がございましたら、また適宜、事務局の方に問い合わせなりをしていただければありがたいと思っております。

ほかにございませんか、よろしゅうございますか。

ありません。

協議会長

続きまして 協議第2号「新市まちづくり計画の策定方針について」を議題といたします。説明をお願いします。

事務局（企画部会）

続きましてA4の協議事項の2ページをお開きいただきたいと思えます。協議第2号ということで、新市まちづくり計画の策定方針につい

てでございます。これにつきまして具体的な策定方針の内容につきましては、3ページをお開きいただきたいと思います。

新市まちづくり計画の策定方針についてということであります。いよいよ協定項目に係る調整とともに新市まちづくり計画を策定してまいります。その中で策定の方針というものを本日ご提案申し上げながら協議し承認をお願いしたいと思っております。

まず1点目が趣旨でございますけれども、本計画は、大野郡5町2村の合併後に新市を建設するための基本方針を定めるとともに、それに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進して地域の発展と住民福祉の向上を図ることを目的としますということでございます。

2番目、構成についてですけれども、本計画は新市を建設するための基本方針、そして基本方針を実現するための建設計画、公共施設の総合整備及び財政計画で構成をしますということですが、これについては合併特例法の中で新市建設計画に掲げる事項としてこれが規定をされておるところであります。

3点目の期間でございますけれども、平成17年から26年の10年とするということと、前期を前の5年、そして後期を後の5年間とするということでございます。

あと4番目の住民意見の反映につきましては、関係市町村の新市まちづくり委員会での提言、又は必要に応じましてアンケート、そして座談会等によって、住民意見の反映をしていこうと考えてございます。

5点目はその他でございますけれども、本計画は合併後の新市において作成する基本構想、基本計画の根幹をなすものであるが、各種の具体的な事業については、新市総合計画の実施計画に委ねるものとしますということでありまして、期間の中でも少し記述をしておりますけれども、この新市まちづくり計画は、何年度にどのような事業をどこの地区で実施しますという細かいところまでは上げていきません。したがって、それについては新市が作る総合計画の中の実施計画に委ねるということでございます。

そして2点目が、新市の財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を適正に試算することに努め、健全なる財政運営を図ることとしますということで、この趣旨からその他まで、以上の趣旨に則って新市まちづくり計画を策定していきたいと考えております。

提案をし、ご協議をお願いしたいと思います。以上であります。

協議会長

協議第2号の「新市まちづくり計画の策定方針」につきまして、ただ

いま事務局の方から説明を申し上げましたが、何か質問等がございましたらお受けをしたいと思います。

ありません。

協議会長

ありがとうございました。続きまして、協議第3号「合併の方式」についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局（企画部会）

それでは4ページでございますけれども、合併の方式について、前提案をいたしたいと思えます。それで中身につきましては、A3の広い方の2ページをお開きいただきたいと思えます。

合併の方式について、この合併の方式は既に委員の皆さんにご案内のように、新設合併そして編入合併という方式がございます。左の枠の方に新設合併の例を載せております。近年では篠山市そしてさぬき市こうした例がございますし、編入合併においては、平成3年の熊本市、平成7年の鹿島市がございます。新設合併においては、合併関係市町村がすべて廃止されて、新たな市の名前、町の名称を定めなければならないということになります。いわゆる法人格がそこでなくなるということになりまして、編入合併は編入される方の自治体の法人格がなくなるということでございます。あと篠山市の例や熊本市の例が下の時系列に載っておりますが、ご一読いただきたいと思えます。

続きまして3ページをお開きいただきたいと思えます。

それでより具体的な違いをこの表の中に書いてございます。まず新設合併でございますけれども、法人格は新たに発生する。編入合併につきましては、編入する市町村の法人格が継続するということでありまして、

そして合併市町村の名称、新設合併は新たに定める。編入合併については編入する市町村の名称となるということでありまして、

事務所の位置でありますけれども、新設合併は新たに定める。編入合併については通常は編入する市町村の事務所の位置となる。市町村の長については、新設合併は消滅する合併関係市町村の長は失職するということでありまして、編入合併の方は編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職するということでありまして、

議会の議員さんでございますけれども、新設合併は消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職するということと、合併市町村の条例定数による設置選挙を行うというようなことが原則でございますが、下の方で特例ということを書いてありますが、いわゆる定数特例を使って設置選挙をすることができるということと、2年間以内の在任特例を使うことができるということ、これも既にご案内だろうと思えます。編入合併の場合

でございますけれども、原則は編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職するということであり、あと特例についても編入合併がございます。

あと農業委員の委員さんでございますけど、新設合併の場合は消滅する合併関係市町村の委員は全て失職することになります。特例も1年以内の在任特例がございます。また、編入合併については、原則としては編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職することになっております。

あと特別職でありますけれども、新設合併は消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職するということであり、編入合併については、編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職するということでございます。

条例・規則については、新設合併はすべて失効するということですが、編入合併については、編入する市町村の条例規則を適用するということになっております。

あと4ページをお開きいただきたいと思いますが、ここで廃置分合と市政施行につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

廃置分合というのは、ここに書いておりますように、合体また編入及び分割、分立という4種類がございます、いわゆる合併というのは合体ということになってまいります。この廃置分合というのは地方自治法第7条に載っております、「市町村の廃置分合は、関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事に申請し、その申請に基づき都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経て定め、総務大臣に届け出なければならない。」ということになっておるところでございます。

あと、市制施行については、まったく同様な手続きをするのですが、これは地方自治法第8条に載っております。ただ、もちろん市制施行ですから、市になる要件を満たしていかなければならないということであり、今回、合併特例法で3万人特例、4万人特例という措置がご案内だろうと思いますが、こういう条件を満たし、廃置分合の処理が終わった後に市制施行になるということでございます。

篠山市の例をということで、左の方に平成9年から時系列に書いておりますけれども、ここで少しその部分を押さえたいと思います。

実は、平成10年の4月27日に、篠山市は4町村で合併協定の調印式を行っております。その次の日4月28日に、合併関係議案の議決を行っております。通常3つの案を出すことが多いようですが、まず1本目が「廃置分合について」という議案と、2本目が「廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」と、そして3本目が「廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員の任期に関する協議」とい

う、この大体通常3本立てが多いようであります。こうした議決をいただいた後に、7月6日に廃置分合についての申請を県知事に行っております。

そしてこの間、県議会の議決が得られまして、10月21日に廃置分合処分決定書ということで、ここでいう大野地方振興局長さんから4名の町長さんに伝達交付が行われておりまして、それから後12月に入りまして、ここで初めて市制施行という、ここではうち協議でありますけれども、ここから市制施行というのが始まってまいります。そして平成11年に1月13日をご覧いただきたいと思っております。廃置分合の告示ということで、同日付けで官報に掲載され、この時分は自治大臣でありますけれども、自治大臣の名前で官報に掲載されるということによりまして、廃置分合の処理が全て完了しました。次の日の1月14日に市制施行議案の可決ということで、廃置分合がすべて完了した後に市制施行という運びになっておるところでありまして、3月23日に当時の自治大臣の告示を受け、町から市になっておるところでございます。

こういう処分を行っておるところでありますけど、もう既に委員さんの中でもご案内かも知れませんが、今、右の方のちょうど中段の黒ゴシックで書いております。廃置分合と市制施行を合体した地方自治法改正案が、今国会で可決される見通しであるということです。今、実際、総務省の方で自治法改正に向けた動きをしているようであります。事実、今年の4月1日に新たに生まれやす山梨県の南アルプス市というところがございまして、これは廃置分合と市制施行を同時に行っております。この処理は平成17年3月に、この廃置分合と市制施行が一遍に何百も処理が行われるというようなことありますので、多分簡略化しようということで総務省が試験的に南アルプスにしたのではないかとあります。今現在はこういうことありますけれども、今後はその廃置分合と市制施行を同じ議会で一体的に議決をしてそれで進むということになるだろうと思っておるわけでございます。

そして5ページをお開きいただきたいと思っております。市制と町制の相違点ということで載っております。一番上の福祉事務所の件でありますけれども、これを必ず設置をしなければなりません。そして社会福祉主事を必ず置かなければなりません。先程局長のスケジュールのところの説明がありましたように、福祉事務所を設置しなければなりませんので、設置準備室を大体半年ぐらい前から置かなければならない。そしてそこに置く職員がたぶん社会福祉主事になるべき訓練をするということで、我々昨年さぬき市に先進地視察に行きましたけれども、さぬき市が大体半年前にこの福祉事務所設置準備室を設けておりまして、大体そこにいた職員が社会福祉主事になっていくというようなことの説明もあ

した。

そして、右の方の、町から市になるとどのようなことが具体的に変わるのかということで、最終的に住所の欄の一番下の住所変更の手続きが必要だということ、町から市になることによって、運転免許とか自動車検定とかというのは、自分で届け出なければなりませんので、こういうものについては先程ご説明しました合併協の広報や又はホームページで周知徹底をしてみたいとも考えておるところであります。

そうしたことを踏まえまして、また2ページにお戻りいただきたいと思っております。そうした法律事項や先進地事例を参考にしながら、本日幹事会案ということで上段に専門部会案を掲載しておりますけれども、本日、幹事会案として「三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする」という前提案を本日、ご協議いただきたいと思っております。

以上であります。

協議会長

ただいま協議第3号の合併方針につきまして、説明をさせていただきましたが、何か質問等がございましたらお受けをしたいと思います。

よろしいですか。

ありません。

協議会長

ありがとうございました。続きまして協議第4号「合併の期日について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（企画部会）

それではA3の広い方の6ページをお開きいただきたいと思っております。協定項目第2号の合併の期日についてでございます。

まず、6ページの左の方に合併までの手続きという記述をしておりますが、今年の3月1日に法定協議会が設置をされました。そして先程ご説明しましたように、この1年間で合併に係る協議、いわゆる協定項目の擦り合わせ、調整というのを行う。一方で、新市建設計画を策定をしてみたい。そしてそれが完了した後に、およその目安でありますけれども、平成16年8月に合併の調印、そして平成16年9月には調印を受けて町村議会で議決をいただいて、10月には合併の申請書を作成する。そして16年11月には県知事に提出をする。12月で県議会の議決をいただいて、その暮れに知事から合併の決定をいただいて、17年1月には総務大臣の届出をいただいて、3月には新市が誕生するという運びでございます。先程南アルプス市の例を言いました

が、廃置分合と市制施行を同時に進行した場合、こうしたスケジュールが考えられるのではなからうかと考えておるところであります。

そしてあと、2番で、合併の期日についての基本的な考え方でございますけれども、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事等の関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものであるということであります。

そして、事務局としましては、今のスケジュールで3月がやっとなんというところで、3月1日を合併の期日にした例と3月31日を期日にした例を2つ取り上げて検討してまいりました。

まず、3月1日にした場合に、いいという適当な理由でございますけれども、緒方町長さんの任期が平成17年3月4日まででありますので、3月1日の場合には緒方町長選を実施しなくてもいいということでもあります。ただ、3月1日とした場合の問題点としましては、事業の完了や実績報告等を考慮すればひと月でも余裕があった方がいいのではないか。そして郡内の春の各種イベントと首長選挙の時期が重なるということでもあります。これは下の方で書いておりますように、合併の期日から50日以内に首長選挙、また議員さんが原則選挙の場合は原則選挙しなければなりません。そうした場合、4月20日ぐらいが投票日となりますけれども、その1週間前ぐらいから告示ということになってまいりますので、ちょうどイベント等と重なるというようなことでございます。

あと3月31日とした場合の適当な理由としまして、年度替わりの4月1日に限りなく近いということと、予算編成についても形式予算で済むということございまして、こうした諸々な例を挙げまして、実は先進地事例が今どこも、ここは協議しておりますので、なかなか見当たらないということで、基本的な考え方が3月1日、3月31日どちらにしようかと考えた場合、右の調整案としまして、合併の期日は平成17年3月31日とするという幹事会の案で前提案してご協議をいただきたいと思っておるところであります。

なお、3月31日にした場合の緒方町長選が3月4日ですから、選挙しなくてもいいんじゃないかといったような説明がかつてあったようでもありますけれども、事実上選挙しなければなりません。短くても。ただ、現在、市町村及び議員について、任期満了日から合併期日までの期間が短い場合、合併の期日の前日まで引き続き在任できるよう特例措置を設けてくださいということをお願いしているということがありますので、ひょっとすると特例法の中で改正等があり得るということでございます。その点も一応状況、情勢としてご報告申し上げたいと思います。

	<p>以上であります。</p>
<p>協議会長</p>	<p>協議第4号で合併の期日について事務局から説明がございました。何か意見、質問等がございましたらお願いをしたいと思います。よろこばいますか。</p> <p>ありません。</p>
<p>協議会長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、協議第5号「新市の名称について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局（企画部会）</p>	<p>それではA3の7ページ、協定項目第3号、新市の名称についてご説明申し上げたいと思います。</p> <p>新市の名称につきましては、特に法律上の制限はございません。基本的には自由に定めることができるということになっておりますけれども、昭和33年の通知の中で、当用漢字以外の漢字については、当用漢字字体の文字に準じた字体を用いてもよいということもあるようでして、全国的には漢字のみの表記というところも多いようでありまして、先程お話ししましたように、近年では南アルプス市という漢字と片仮名合わせたような表記もありまして、こうした全国の状況があるようであります。</p> <p>8ページをお開きいただきたいと思います。新市の名称については、非常に時間を長く要する項目の1つでありまして、上の方に原則例を書いておりますけれども、その四角の中で例ということで、あきる野市を書いております。そこではあきる野市という名称に至るまでかなり揉めているということがずっと書かれてございまして、当時の都知事に一任したということもあるようでありまして、それも結局意見の一致をみられずに、最終的には両市長の協議によってあきる野市という名称が生まれたということでもあります。あとは篠山市の例ですけれども、篠山という名称は入れるということでは決定をしていたわけですけれども、具体的な名称の決定までにはかなり紛糾をしたということもここに掲げておるところであります。</p> <p>あと、西東京やあさぎりにについては、公募によって選定小委員会を設けて最終的に協議会の中で決めたということがここで掲げておるところであります。</p> <p>9ページをご覧くださいと思います。</p> <p>9ページの、2の、新名称に選定への取り組みについてということでもあります。合併市の例と、合併協議会の例ということで佐伯南郡を載せ</p>

ておりますけれども、ほとんどが公募によって、そして小委員会を設けて、小委員会である程度選定をさせて、最終的に合併協議会で決定をするということが多いようであります。

そして10ページであります。10ページについては、近年合併をした、平成11年4月1日までに合併した例を昭和40年代から載せております。いずれかの合併市町村の名称を採用した例とまったく新しい名称を採用した例ということで載せておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

そういう先進事例等も踏まえまして7ページに戻っていただいて、7ページの中段に選定方法ということを上げております。まず、案1では幹事会で名称をとりまとめて、いわゆる幹事会である程度案を出して、それを広報とか住民の声、意見集約等で決定をするといった案と、案2では選定小委員会を作らせて、そこで募集要領等作って、公募によって選定小委員会である程度の候補を絞り込んで協議会で最終的に決定をする。この案2が圧倒的に先進事例を見ても多いわけですがけれども、そういった方法を専門部会や幹事会等で議論してまいりました。

そして、7ページの右の方で幹事会の調整の具体的な内容としましては、新市の名称は一般公募により募集し、新市名候補選定小委員会の調査審議を参考に決定をするということで、一応幹事会で本日提案を申し上げて協議をお願いしたいと思います。なお、専門部会での留意事項としまして、印で書いておりますように、公募の時期については関係町村の動向に留意をすることということでもありますので、まだ住民投票等の関係もございまして、それを前にしてすぐ募集だということにならないと思っておりますので、そうしたことを留意しながら募集時期については考えてくださいということでもあります。

そして11ページをお開きいただきたいと思っております。先程小委員会の設定をご協議いただきましたけれども、今回、新市名候補選定小委員会への付託事項及び委員構成ということで、目的としましては、新市にふさわしい名称の候補について調査、審議するものとするということと、具体的な役割については、新市名候補の募集要領及び選定基準の作成、運用、そして2番目に新市名候補の選定、3点目に賞品及びその贈呈対象者の決定方法の検討ということで、最終的に何点か数点に絞り込んで協議会に報告するというところでございます。そして委員構成については、各町村の1名の代表委員7名で構成をしてはどうかということで、これについても本日ご提案申し上げてご協議いただきたい。今後これらご協議いただきたいというふうに思います。

以上であります。

協議会長

ただいま協議第5号「新市の名称について」説明を申し上げましたが、何かご意見等、質問等がございましたらお願いをします。
よろこばいますか。

ありません。

協議会長

ありがとうございました。それでは続きまして、協議第6号「新市の事務所の位置について」を議題とします。事務局。

事務局（企画部会）

それではA3、12ページをお開きください。

協定項目の第4号、新市事務所の位置についてをご説明申し上げたいと思います。

新市の事務所の位置を決定する必要性でございますけれども、地方自治法第4条第1項の中に、条例で事務所の位置を定めるということになっておるところでございます。そして当然、今回は新設合併でありますから、役場がなくなるということでありまして、合併前に事務所の位置を決定しておく必要があるということでありまして、続いて2番目、事務所の位置の決定基準、これはその4条第2項の中で、「事務所の位置の決定基準として、住民の利便性に最も適合するよう交通の事情、他の官公庁との関係等考慮すべき」ということが謳われておるところであります。

そして13ページをお開きいただきたいと思います。新市の事務所においては、右の方の5番の、新市の事務所の方式についてということで、通常この3つの方式が考えられるということでありまして、まず1つの方式が、本庁方式という方式であります。内容につきましては、合併関係町村の組織を1つの庁舎に集約し、本庁以外の従来の庁舎は支所又は出張所とするということでありまして、メリットとしましては事務所の効率化が図られ新市誕生の印象が強いということがあります。特に新しい庁舎ができましたら、そこは新市のシンボリックなものになるだろうと考えられます。またデメリットにつきましては、新庁舎を建設すれば長期間にわたり莫大な経費がかかるということがデメリットとして言われております。

分庁方式でありますけれども、合併関係町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用するということでありまして、したがって、建設関係は旧何々役場に置くと、農林関係は旧何々役場に置くというような方式でありますけれども、そのメリットとしましては、既存施設の利用のため建設費は改装費程度で済むということでありまして、デメリットとしましては、各業務を分散させた場合、住民への周知が必要であり、管理上は非常に非効率であるということでありまして、そういうふうに分野

ごとに分かれておりますから、あと住民の方が分野ごとの庁舎に行かなければならないということでもあります。

次に総合支所方式であります。管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係町村の庁舎における行政機能をそのまま残すということでもあります。できる限り小さな本庁をつくって、今の役場の機能をかなり大部分残していこうという方式でありますけれども、メリットとしましては、住民や職員にとって最も現場に近く、サービスが容易に提供できるということでもあります。デメリットとしましては、人件費の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。そして新市の一体感に欠ける面があるということでもあります。

そうした諸々のことから、それでは具体的に位置まで出して検討するのはどういうことができるのかというようなことで、次第の4番目であります。一応具体的な検討について少し触れてみたいと思いますが、新市の事務所については、地域住民の利便性、交通事情及び他の官公庁との関係等を考慮しつつ三重町に置く。そしてただ、合併の17年の3月31日までには新庁舎の建設が不可能であることから、当面は現三重町役場を新市の事務所とする。ただ、今から新市事務所を本庁方式にするのか、分庁方式にするのか、総合支所方式にするのか、いずれかを決定していかなばなりませんので、本庁方式とした場合については、現三重町役場庁舎は非常に老朽化しており、本庁機能をすべて備えることは極めて困難であるため、暫定的な本庁方式を採用する。暫定期間は新市誕生からおよそ5年程度。そして議場や会議室等必要な施設を仮設する。3番目に、新庁舎の具体的な建設地を調査、検討する。そして4番目に、新庁舎建設のための用地買収、設計委託等、5番目には新庁舎の建設ということでありまして、ここで言う暫定的な本庁方式というのは、右にあります総合支所方式と、ほぼ同一と考えておりますが、特にこの本庁方式を採用した場合については、 から は合併協議会で協議を決定しなければならない。 番目、 番目については新市誕生後ということでございます。

あと分庁方式を採用した場合には、どこの町村役場、庁舎にどの部局を割り当てるのかを検討しなければならないということ。そして2番目には、必要に応じて分庁舎を改修しなければならない。3番目には、議場や会議室等は、これは本庁舎を改修しなければならないということでもあります。

あと総合支所方式については、議場、会議室等を含め本庁舎を改修することになりまして、本庁方式や分庁方式については、小委員会を設けてある程度細かく検討する必要があるのではなからうか。そして総合支所方式については、小委員会を設置して検討する必要はないのではなか

ろうかということでございます。

あと14ページをお開きいただきたいと思います。これが大体先進事例ということで、1番から5番まで左の部分が既に合併をしているところであります。6番から10番までが今から合併をするところです。特に今年の4月1日に合併を予定しているというところがありますけれども、特に8番の新上五島町、9番の西予市については、ただし書き等も付け加えております。新上五島町は、合併時の新庁の事務所の位置は、上五島町青方郷1585番地の1とすると。ただし、国の財政支援を受けられる10年の間に新しい事務所を建設する。それと、西予市は新市の事務所の位置は、東宇和郡内とすると。ただし、国の財政支援を受けられる合併後10年以内に交通の事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して宇和町地内に新しい事務所を建設するというただし書き等もあるようでありまして、そしてそういうことを参考にしながら、12ページにお戻りいただきたいと思います。こうした法律上に基づくものや先進事例を参考にしながら、先日の幹事会としましては、調整の具体的内容としまして、新市の事務所は三重町に置く。大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは、新庁舎の建設が不可能であることから、当面は現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。3番目に、新市の事務所については本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能をすべて備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおよそ5年間は暫定的な本庁方式、実質、総合支所方式を採用する。4番目に、新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し専門的、具体的に調査、検討するということ。5番目には、小委員会の報告を待って協議会で最終決定をするということでございます。

なお、このことについてはかなり意見がございまして、中には地理上の中心地を新市の事務所の位置とするべきではないか。あと事務所の位置、要するに固有名詞を出した事務所の位置を決めるのは時期尚早ではないかという意見もあったことを付け加えてご報告申し上げたいと思います。

そして最終的に小委員会を設けて付託する事項につきましては、15ページをお開きいただきたいと思います。新市事務所の位置、候補地選定小委員会の付託事項及び委員構成でございます。目的については、新市事務所の候補地について調査、審議するものとするということでありまして、あと本庁方式を採用した場合は、こうしたことであります。一応案としましては、本庁方式を採用するというようになっておりますので、役割としては、この左側の 、 、 というようなことでご協議いただくこととなります。

あと、委員構成につきましては、小委員会として各町村1名ずつの委員さんで構成をするということを考えておるところでございます。こういふことで前提案をしますのでご協議いただきたいと思ひます。

以上であります。

協議会長

協議第6号の新市の事務所の位置について、ただいまご説明を申し上げましたが、何か質問等がございますでしょうか。

朝地町長

新市の事務所の位置ということで、ここに1つの案が出ておりますが、大変結構なことでありませう。また、いろいろな資料を集めていただきました事務局、大変だったと思ひますし、大変ありがとうございました。私はこの事務所の位置、これは三重町でいいと思ひますが、本庁方式というのがあるのですが、分庁方式の場合をもっと議論してもいいんじゃないかという気がしてあります。それは13ページを見てもみますと、やはり本庁方式になりますと、デメリットの面は十分考えなければいけないうし、それから分庁方式では、それぞれの町村の今ある庁舎等の利用もできるわけですから、こういう厳しい時期ですから、そういうものを利用した中でひとつまちづくりを進めていくということ。

それからやはり分庁方式にしますと、全体的に中央に集中しないということからも、分庁方式というものを私としては議論しないといけないうと思ひます。固執するものではありませんが、しかし、ここで本庁方式ということが出てありますので、そのへんを議論していかなければいけないうだろうと思ひます。この分庁方式というものも十分議論をした中で対応していくべきではなからうかなと考へてありますので、意見として申し上げておきたいと思ひます。

協議会長

このことにつきましては、意見ということで承って、そういうことで町長さん、よろしゅうございませうか。

朝地町長

ええ、意見として皆さん方が各町村でまた議論してください。

協議会長

そのほかにございませうか。よございませうか。

ありません。

協議会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、その他の第3回大野郡5町2村合併協議会の日程について説明を願ひます。

事務局長

お手元の資料協議次第15ページでございます。

毎回次回の協議会の日程をこの場で提案をさせていただいておりますけれども、次回第3回の協議会については、4月24日(木曜日)午後1時半からこの場所をお願いを申し上げたい。基本的に第4木曜日ということですのでよろしくお願い申し上げます。

協議会長

日程と時間、4月24日の午後1時30分から、場所につきましてはこの場でという提案でございますが、よろしゅうございますか。

異議なし

協議会長

はい。どうぞよろしくお願いをいたします。6のその他について、事務局からは無いそうでございます。皆様方から何か。

犬飼町新市
まちづくり委員

犬飼の渋谷ですが、今日、方向性の説明があったのですが、この問題について、町の委員会にどういう形でもっていくか。今、相当勉強している人が説明したのですが、これを自分で全部もって帰ってから、またもう1回委員会に説明をしなければならぬ。自分は分かったけど、説明しなければならぬのかな。補足で誰か来てくれるのかな。来ないとなると、助役か総務課長がやはり脇にいて説明をしないと。助役さん、総務課長さんにはかなり勉強してもらっておかなければ、うち助役さん収入役さんはいないので、町長さん一緒に(説明を)しなければいけないこととなりますよ。それは流れとしてそう。だから、今日受けたいろいろな流れの話をどういう格好の中で会議をもつかというか。

協議会長

とりあえず三重の場合が、三重の職員で説明をするように、事務局でするようにしておりますけど、また後ほど局長の方から申し上げますが、せっかく後ろにすべて町村の席を設けております。例えば今、三重と清川さん、朝地町職員の方がみえていますが、そのようにしていただくと、大変次回からはありがたいというふうに思っておりますが、三重は過去の例からいいますと、全部事務局の方から説明をいたしております。

事務局長

先般、幹事会等の中で、幹事の皆さんにも同じ資料をお渡しして説明を申し上げます。その前段として、企画部会で同様資料を使っておりますので、各町村におかれては、幹事会と各課長さんがかなり詳しいだろうということで、幹事会の中では課長も来て説明してもらうだ

ろうという話でございました。当然事務局が行って説明ということにはならないと思いますので、各町村で対応していただきたいと思います。

それから先程会長さんもお願ひがありましたけど、今各町村の後ろに席を設けてございます。各町村でまちづくり委員会担当の職員がおられると思いますので、その方がこの場に来て、この中の議論を踏まえた中で、町村に帰って説明する必要があるのかなということで、先般、発会式の時にそのようなご案内を申し上げたところでございます。次回からそういうことで職員の方に臨席をしていただければと思います。ありがとうございます。

犬飼町新市
まちづくり委員

1カ月のサイクルでこれは行われることになっていますね。すると幹事会等いろいろあるでしょう。それに対応としては、資料は合併事務局が作っていただいて、それをさっき皆協議するべき問題を探るというそのあたりが、はっきり協議会の前のどのくらいの時期に、町村が何日ぐらいついでやれとか、そういうサイクルのパターンができますわな。そのところは町村の幹事会が認識していかないと。今月は全体があったとか、ぎりぎりだったとか、いろいろあるからですね、よく幹事会で練っておいて、これが終わったらすぐにと、そういう形を作ってください。

協議会長

事務局、意見があれば。

事務局長

そのとおりにさせていただきたいと思います。

1カ月間猶予がございませうけれども、状況等見ながら幹事会の中で協議をさせていただきたいと思います。

協議会長

三重町の生野委員さん。

三重町議会議長

三重町の生野であります。この5町2村の法定協議会に移行したその後、2町の町では住民投票条例を可決して、住民投票でそれから先をゆだねるというようなこととございますが、これから今日出されました協議事項の中で来月の24日の第3回の会合まで、議会におかれましてもそれぞれ特別委員会を構成しておりますが、そういう形の中でどういふふうに動くのか、もし住民投票をして半数以上に達した場合は、この協議会から離脱するとかそういうものはっきり分かっていなければ、また突っ込んだ協議ができないんじゃないかなと私は思うし、また私も帰ってそういうものの質問が出た時に説明ができないというようなこととございますので、特に朝地町と犬飼町、犬飼町におかれましては、5町2村法定協議会が決定する中では賛成多数であった。更にまた今度は

住民投票条例は全会一致満場で可決したというようなことも聞いておりますので、若松副会長がいつも言う「一つ」という言葉から少し外れているのではなかろうかなと私は思っているんですが、そういうことについては、少し突っ込んだ話をしておかないと、今後この24日までの間に各町村も、私は突っ込んだ話ができないのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

協議会長

今、生野委員さんからそのような意見が出ましたが、両町長さんわかる範囲でよろしゅうございますか。じゃ、まず朝地町長さんの方から。

朝地町長

この件につきましては、本当皆様方にはいろいろとご心配をかけておりますし、またご迷惑をかけているのではなかろうかと思っておりますし、私どもも心苦しい点があるわけでありますが、しかしながら、我が朝地町の実情等勘案していただく中では、ご理解願いたいと思います。もう端的に朝地町が合併をするとすれば、住民はやはり隣接した竹田の方がいいという声が出るのは、これはもう誰もがお互い認識できることだろうと思うんですね。今回大野郡ということになりますと、本庁が三重になりますから、緒方を通して清川を通して三重ということになれば、率直に言った時には、住民感情としては竹田が近いというのが強いわけでありまして。しかしそれは、例えば先程、分庁ということを出したのは、そういうことも含めて、しっかりしたひとつの考えを持って、あるいは支所機能ということを協議する中で、ある程度説得ができるのではなかろうかというふうに思っているものですから、私は先程分庁の件についてもう少し議論をしてほしいなという話をしたのはそこにあるわけです。

ただ、ご案内のように、議会としては賛成多数で大野郡5町2村との合併を選択しております。これは民主主義といいますかね、議会制民主主義の中では当然これが大前提で出ていくわけでありまして、先程申しましたように、朝地町の立地条件あるいはこれまでの環境等考える時には、これ以上朝地町を混乱させない。そのためには住民投票をすることによって一定程度の決着をした方が、後々のためにも朝地町としてはいいだろうということの中で、今回議会の方も苦渋の選択をして住民投票を受け入れたわけでありまして。しかしながら、私どもとしては、やはり議会制民主主義の中で、議会として大野郡5町2村を選択をしておるわけでありまして、当然それに向かって、やはり住民の方々にこれから大野郡と合併した時には、こういうことがありますよというようないろんなチラシ等を配り、住民の方々にお願いする中で、大野郡5町2村に向かって今後とも進めていきたいと思っております。ただ、今申しまし

たように、住民感情等からその点非常に厳しい状況にはありますが、当然その結果が出た時には、またそれなりに皆さん方にもお願いをしなければならぬし、あるいはこのままで行くこともあるわけでありますから、そのへんのことについては御容赦願って、私どもとしては肅々と今の、これまで決めております民主政治の中での一つの方向に沿って歩を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願って今後話を進めさせていただければありがたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

協議会長

ありがとうございました。それでは。

犬飼町長

犬飼町ですが、朝地町と同じようなことがありまして、皆さん方にご心配をかけていて深くお詫びを申し上げたいと思います。

本町といたしましても、先般の法定協の立ち上げには議会の議決をいただき、大野郡5町2村の合併について推進をいたしておりましたが、本町の場合、「犬飼町の将来を考える会」から住民投票の、住民の提出がございました。それによりまして、3月20日の最終日に議会に提出をいたし、条例案を議論していただきました。しかし、皆さんご存じのとおり本町は大分市という声の中で、その中から大分市長の答弁に対し、大分市の考えを聞いて、また、これまでの大野郡の広域行政の中を総合的に考えて、本町の執行部と議会は犬野郡5町2村が最良の道であろうということを住民に説明をいたしました。しかし、当然まあ住民の中から大分市に隣接町村でございますのでそういう声が出ることもあるかと思いますが、いずれにいたしましても、議会の議決をいただいた以上は住民投票しなければなりません。先程の朝地町と同じように執行部と議会がああいう形になりましたけど、大野郡5町2村に情報提供しながら努力をいたしたいと考えます。

協議会長

ありがとうございました。生野委員さんよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。それでは、ここでその他ございませんでしょうか。よろしゅうございますか

ありません。

協議会長

委員の皆様方のご協力をいただきまして、議案につきましては、ご決定をいただきまして誠にありがとうございます。

また、協議の6項目につきましては、前提案ということで本日ご説明を申し上げ提案をさせていただきましたので、次回の協議会等でこの協

議項目につきましては重要な課題、問題がございますが、どうか慎重にそれぞれの町村でご協議をいただきたいと思います。皆様方のご協力に感謝を申し上げまして、議長の座を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

これで閉会ということになります。その前に一言お願いがございます。大野郡5町2村の任意合併協議会の事業報告と決算報告並びに監査報告をさせていただきたいと思っておりますので、任意協議会の委員さんの方に若干時間をいただきたいと思います。この閉会后にですね。よろしくお願いを申し上げます。

それでは次第に基づきまして、閉会の挨拶を山中副会長の方から申し上げます。

副会長（山中）

どうも忙しい中、長時間ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。いよいよこれは荷が重くなったというような感じがいたしますが、どうか皆さん方よろしく今後ともお願い申し上げまして閉会いたします。ありがとうございました。

- 閉 会 -

議事録署名人

清 川 村 長

大野町新市
まちづくり委員長

書 記